

令和4年度新型コロナウイルス感染症患者超過入院受入協力金交付要綱

(目的)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に係る県内の医療提供体制を確保するため、患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関（以下「重点医療機関等」という。）が、令和4年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助金の対象となる病床（以下「確保病床」という。）以外の病床において、患者の入院を受け入れ、治療することに対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和4年度新型コロナウイルス感染症超過患者入院受入協力金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助の対象及び補助金の基準額)

第2条 補助の対象及び補助金の基準額は、次のとおりとする。

| 補助の対象 | 補助金の基準額 |
|--|--------------------|
| 確保病床以外の病床における患者の受け入れ（原則として、確保病床に患者が入院してもなお病床が不足する場合に限る。） | 入院患者1人当たり 300千円 |

(補助金の交付申請及び請求)

第3条 重点医療機関等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び請求書（様式第1号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第4条 知事は、前条に規定する申請書及び請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 補助事業者の実績報告は、前条に規定する補助金交付申請書及び請求書の提出をもって替えるものとする。

3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第5条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした関係書類を備え、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。